

日本の年金制度の現状と課題

—— 2024年財政検証についての考察

芝田文男

1. はじめに

2024年度は日本の公的年金の5年に一度の財政検証の年である。この目的は第一に、年金制度を取り巻く少子高齢化などの人口構造の変化、現役世代の労働力率、賃金上昇率、物価上昇率の変化や年金積立金の運用状況などから日本の公的年金制度の現状を分析する。第二に人口推計・労働参加率・生産性伸び率等について、あり得る楽観的ケースから悲観的ケースまで設定し、年金制度の将来の持続可能性を検証する。これは予測ではなく、楽観的から悲観的なケースそれぞれの前提数字が今後続いた場合の将来に投影した公的年金制度の姿を示し、次期財政再計算(5年後)時点と長期の将来の公的年金制度の持続可能性を分析する。第三にそれらを踏まえて現時点で可能ないくつかの制度改正を行った場合の将来の持続可能性への改善状況であるオプション試算を示すものである。

この財政検証は2024年7月3日に厚生労働省社会保障審議会年金部会において公表された。年金部会は年金制度に大きな利害関係を有する経済界・労働組合の代表の他、年金制度を研究したり、関心を持つ年金数理人・経済学者・法学者・評論家等の有識者がメンバーであるが、2024年財政検証を受け、オプション試算で示されたいくつかの案の他、現在年金制度の課題となっている問題を含めて、次期年金法改正でどのような改正を行うべきかの意見を2024年末までにまとめる。それを受けてさらに与党・他省庁等の政治折衝を経て、政府与党案がまとめられ、2025年の国会において与野党の議論も経て年金制度改正案の成立が目指される予定で

ある。

以下、2. で年金財政検証で示された現状と将来の姿を示すケース等の仮定を紹介し、その将来投影の妥当性を検証する。3. で公的年金制度の現状を改善する複数のオプション試算の内容と年金部会に示された主な改正検討項目である遺族厚生年金の見直し案を分析する。

4. で、筆者としての評価視点を示して、オプション試算や遺族厚生年金の見直し案についての意見を述べたい。

2. 2024 年財政検証に示された将来投影の妥当性

(1) 人口の前提

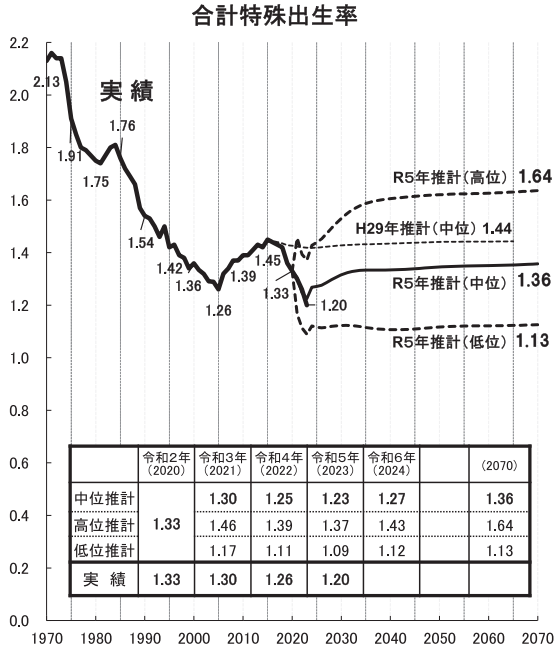
前提の第一として将来の人口構造に関しては、国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口」（2023 年 4 月）の中位推計で合計特殊出生率が 2020 年の 1.33 から 2070 年頃には 1.36 となるとおき、平均寿命も 2020 年男性 81.58 歳が 2070 年頃に 85.89 歳に、2020 年女性 87.72 歳が 2070 年頃に 91.94 歳になるという前提をメインシナリオとしている。

この推計も結婚率や夫婦完結出生児数についての学術的推計方法⁽¹⁾に基づき推計するとともに、2020 年当時把握していたコロナ禍による婚姻・出生の低下がもたらす影響も加味したものであるが、合計特殊出生率の実績は、図 1 にあるように足元 2023 年 1.20 まで下がり、前述「日本の将来推計人口」（2023）の低位推計の 2070 年に合計特殊出生率 1.13 に近い状況となっている。

なお今回の中位推計では前回の人口推計（2017）より 70 年頃の合計特殊出生率の前提が 1.44 から 1.36 に低下しているが、毎年の外国人流入人員の想定について 2010-15 年平均の 6.9 万人から 2016-2019 年平均では 16.4 万人と増えていたので、2040 年まで 16.4 万人が流入するという前提をとつ

(1) 国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口」（2023 年 4 月）p.19～p.42

(2) 2041 年以降は人口に対する外国人比率が変化しないという仮定で延ばしている。



出典：社会保障審議会年金部会（2024年7月3日）資料 2-1 p.26

厚生労働省「2024 財政検証」参考資料

出所：国立社会保障研究所「日本の将来推計人口」（2023）、実績厚生省「人口動態統計」

図 1

ており、人口は前回より増えている。ただ後述のように低位推計となった場合や外国人流入数が経済低迷で6.9万人に減った時の影響も示されている。

(2) 経済の前提 楽観から悲観までの4ケースの前提数字の将来への投影

年金制度の将来の持続可能性を左右する主な数値には、将来の実質賃金伸び率と積立金の実質運用利回りがある。その数字は政府の内閣府も使うコブダグラス型というモデルに入れて計算するが、経済・社会の変動の可能性が大きく長期の妥当な数字を一つに収束して推計することは困難なので、重要な前提数字として、上述の人口の他、その人口のうちとれだけ労働に参加するかという労働参加率、全要素生産性（TFP）上昇率、物価上昇率と、年金積立金の実質運用利回りについて、楽観的なケースから悲

観的なケースまで4つのケースを置いて、その前提数字が将来伸びて行ったらどうなるかという楽観から悲観の前提を将来に投影することで、各ケースに基づく実質賃金伸び率等の数値が示される。

4つの経済の楽観から悲観のケースは、(ケース1) 高成長実現ケース、(ケース2) 成長型経済移行・継続ケース、(ケース3) 過去30年投影ケース、(ケース4) 1人当たりゼロ成長シナリオと名付けられているが、大きな影響を与えているのは資本及び労働の全要素生産性上昇率(TFP)の仮定であり、楽観的な(ケース1)ではデフレ前の1980年Ⅱ期～99年1月期の平均である年率1.4%、やや楽観の(ケース2)では過去40年間(1980年Ⅱ期～2020年Ⅱ期)の平均である年率1.1%、過去30年の現状を投影するやや悲観的な(ケース3)では直近の景気循環(2012年Ⅳ期～20年Ⅱ期)の平均である年率0.5%を想定している。ちなみにこの数字は内閣府経済財政諮問会議の中長期試算の成長実現ケース(内1)、参考ケース(内2)、ベースラインケース(内3)と同じ前提をとっている⁽³⁾。悲観的な(ケース4)は過去最低の年率TFP値である0.2%が続く前提である。なおTFP上昇率は経済好調を受け直近2022年は0.7%となっている。

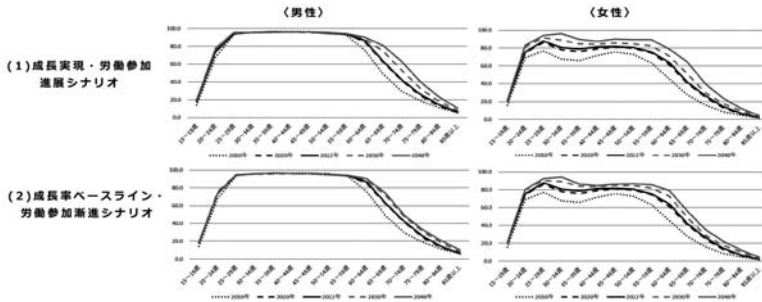
今後10年間(2024-2033年)の経済シナリオは内閣府の中長期試算を使うこととしており、(ケース1)が(内1)成長実現ケースと、(ケース2)が(内2)参考ケースと、(ケース3)と(ケース4)は(内3)ベースラインケースと接続することとしている。

(3) 労働力率 女性と高齢者の労働参加による少子化の影響緩和

日本の人口は2008年がピークでそのうち15歳～64歳の人口も2010年から2022年で682万人減少⁽⁴⁾している。しかし、総務省「労働力調査」によると同じ期間で就業者数は426万人増加している。これは女性の就業者の増加399万人と女性と重複はあるが60歳以上就業者数の328万人の増

(3) 内閣府 経済財政諮問会議(2024年1月22日)「中長期の経済財政に関する試算」

(4) 国立社会保障人口問題研究所 「人口資料集」



出典：厚生労働省「第9回雇用政策研究会」（2024年3月11日）資料3

図2 JILPTのシナリオ別・性別年齢階級別労働参加率

加による。この女性と高齢者の労働力率について、(独)労働政策研究・研修機構（JILPT）は、①労働参加進展シナリオ 成長分野の市場拡大が進み、女性・高齢者の各年齢層と労働参加率が進展する。②労働参加漸進シナリオ 経済成長と女性・労働者の各年齢層の労働参加率が一定程度進む（図2）。③労働参加現状シナリオ 各年齢層の労働参加率が2020年から進展しない。の3つのシナリオによる推計を行っている。

そして（ケース1）と（ケース2）がJILPTの①労働参加進展シナリオ、（ケース3）が②労働参加漸進シナリオ、（ケース4）が③の労働参加現状シナリオをとる前提を置いている。私が大学で教えている学生の中には少子高齢化で年金は破綻すると考えている者が多いが、先ほど述べた女性・高齢者の就業参加の上昇により2023年の就業者数を65歳人口で割った比率は1.9であり約2人弱の就業者で1人の高齢者を支えている。高齢者数も第2次ベビーブームが高齢者となる2042年をピークに以後は死亡によって減少する。就業者を高齡人口で割った将来数値は①労働参加進展シナリオで2040年約1.7、2060年で約1.5。②労働参加漸進シナリオで2040年約1.6、2060年で約1.4。③労働参加現状シナリオで2040年約1.5、2060年で約1.3となっている。⁽⁵⁾

(5) 社会保障審議会年金部会（2024年7月3日）資料2-1 p.29より比率作成。

(4) 物価上昇率・実質賃金上昇率・実質運用利回りの前提数字

物価上昇率は内閣府の中長期推計と同様の値として（ケース1）と（ケース2）では2.0%、（ケース3）は0.8%としているが、中長期推計がない（ケース4）では過去30年実績平均（1994～2023年）の0.4%を前提としている。

実質賃金上昇率（対物価）はそれぞれのケースの前提数字をもとに労働生産性上昇率と被保険者の平均労働期間の変化率を用いて経済モデルで推計しており、（ケース1）2.0%、（ケース2）1.5%、（ケース3）は0.5%、（ケース4）0.1%となっている。

実質運用利回りは、公的年金積立金を運用している GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）の2001年第1四半期から2023年第4四半期の運用実績について、短期間の経済変動による相場変動の影響を防ぐため、期間をずらした10年移動平均について最大の利回りの6.5%から最小の1.8%の分布のうち、保守的に（ケース1）と（ケース2）は上から70%タイル（つまりは最大値から70%下の値）の3.1%、（ケース3）は80%タイルの2.6%、（ケース4）は最小の1.8%を基本として、それに下記の式に基づいて推計⁽⁶⁾している。

$$\begin{aligned} & \text{将来の実質運用利回り（対物価）} = \text{GPIFの実質運用利回りの実績（対物価）} \\ & \times \text{将来の利潤率推計値/利潤率実績} \end{aligned}$$

利潤率は資本が投資等で上げる利潤であり、経済前提数字で上昇・下降し、それは積立金の投資利回りにも影響すると考えられるので、GPIFの前提数値に利潤率推計値の変化率をかけることで経済の好不調の影響を考慮しているということである。その結果実質運用利回り（対物価）は（ケース1）で3.4%、（ケース2）で3.2%と実績70%タイル値より少し上振れ、（ケース3）は2.2%と実績80%タイル値より0.4%下振れ、（ケー

(6) 社会保障審議会年金部会（2024年4月16日）提出資料「令和6年度財政検証の経済前提について」p.8

表1 2024年財政検証の長期（2034年以降）の経済前提

	今後10年間 経済シナリオ	将来経済状況仮定		長期経済前提				参考（推計結果）	
		労働力率	全要素 生産性 (TFP) 成長率	物価 上昇率	実質資金 上昇率 (対物価)	運用利回り		実質 経済 成長率	人口 1人当たり 実質経済 成長率
						実質 (対物価)	スプレッド (対賃金)		
(ケース1) 高成長実現 ケース	(内1) 成長実現 ケース	労働参加 進展 シナリオ	1.4%	2.0%	2.0%	3.4%	1.4%	1.6%	2.3%
(ケース2) 成長型経済 移行・継続 ケース	(内2) 参考ケース		1.1%	2.0%	1.5%	3.2%	1.7%	1.1%	1.8%
(ケース3) 過去30年 投影ケース	(内3) 中長期 試算ベース ラインケース	労働参加 漸進 シナリオ	0.5%	0.8%	0.5%	2.2%	1.7%	▲0.1%	0.7%
(ケース4) 1人当たり ゼロ成長 シナリオ		労働参加 現状 シナリオ	0.2%	0.4%	0.1%	1.4%	1.3%	▲0.7%	0.1%

出典：厚生労働省第16回社会保障審議会（2024年7月3日）資料2-1 p.31

ス4）は1.4%と実績10年移動平均最小値より0.4%下振れる値を前提としている。

以上の前提数字のまとめは、表1のとおりである。前回2019年の財政検証では6つのケースを置き、TFP成長率の幅は1.3%から0.3%の範囲としているが今回は1.4%から0.2%と上下ともに広くとっており経済前提は概ね妥当ではないかと考える。表1の参考にあるのは各ケースの実質経済成長率であるが、（ケース1）は少し楽観にすぎるかもしれないが、（ケース2）は生産性上昇率（TFP）が1%を少し超えることで少子化の中でも1%成長を維持するということであり、（ケース3）は過去30年の低迷を引きずる形でTFPは0.5%しか伸びず、1人当たりの実質経済成長率は0.7%となるものの少子化の影響で実質経済成長率はほぼ0かじり貧、（ケース4）は今までの最低のTFPの0.2%しか生産性が伸びないため、1人当たりの実質経済成長率がほぼ0で、少子化の労働者減少等で実質経済成長率はマイナスというかなり悲観的な想定である。厚労省の年金部会での説明でも（ケース2）と（ケース3）を中心に考えたいとしており、妥当だと思われる。

(5) 2024年財政検証による各ケースの制度の持続可能性（最終的な所得代替率）

現在の公的年金制度のフレームは2004年改正の時に固まり、年金保険料の上限を固定（国民年金保険料は月17,000（2024年価格）を物価増減率で伸ばす、厚生年金保険料は標準報酬（賃金）の18.3%）し、国民年金の国庫負担を1/3から1/2まで引き上げ、積立金を概ね100年間で財政均衡を図り財政均衡期間終了時に給付費の1年分程度を保有するという負担の範囲内で給付水準を決めるというものである。そのため、毎年の物価・賃金伸び率から年金受給者の平均寿命伸び率（高齢化率）と被保険者数減少率（足元女性・高齢者の労働参加率上昇で就業者が伸びる年もあり被保険者数が減少しない年もある⁽⁷⁾）だけ1人当たりの年金額を引き下げるというマクロ経済スライドの仕組みをとる。そして、夫が厚生年金加入者で平均的賃金の厚生年金（報酬比例部分）を受給し、妻は専業主婦のため夫婦2人が満額（20歳～60歳の40年間加入）の基礎年金をもらうというモデル年金額を現役男子の平均手取り収入額で割った値を公的年金の所得代替率と定め、これが5年後の次期財政検証時に50%を下回る見込みとなった時は、マクロ経済スライドによる減額を停止し、制度の枠組みを見直すこととなっている。モデル年金額が現役男子の平均手取り収入の半額を下回っては老後生活の安定という公的年金制度の目的が達成できないという考え方による。所得代替率が50%を下回るかどうかは現在の年金制度の枠組みの持続可能性指標となる。

2024年のモデル年金額は基礎年金満期の月額額6.7万円×夫婦2人で13.4万円に平均的賃金で働いた夫の厚生年金（報酬比例部分）月額9.2万円の合計で22.6万円であり、それを現役男子の平均手取り収入月額37万円で割ると所得代替率は61.2%（うち報酬比例部分25%、基礎年金部分36.2%）となっている。

(7) 厚生労働省「厚生年金・国民年金事業年報」によると国民年金の1号、3号被保険者は減少しているが、厚生年金被2号被保険者は増加するので、加入者数は2010年6826万から2015年に6712万に減少後、2022年は6744万に増加。

2024 年財政検証のマクロ経済スライドによる次の財政検証（2029 年）時点の所得代替率は（ケース 1）及び（ケース 2）で 60.3%、（ケース 3）で 60.1%、（ケース 4）で 59.4% であり、いずれも 50% を上回っているので現時点でマクロ経済スライドを停止し抜本的見直しをする必要はない。

表 2 2024 年財政検証の最終的所得代替率・年金額と 2060 年の代替率・年金額

	給付水準調整終了年度と 終了時所得代替率・年金額	2060 年所得代替率・年金額
(ケース 1) 高成長実現 ケース	2039 年財政調整（基礎年金）終了 現役男子平均手取り額 45.5 万円 モデル年金額 25.9 万円 （所得代替率 56.9%） 夫報酬比例年金 11.4 万円 （所得代替率 25.0%） 夫婦基礎年金 14.5 万円 （所得代替率 31.9%）	現役男子手取り額 68.9 万円 モデル年金額 39.2 万円 （所得代替率 56.9%） 夫報酬比例年金 17.2 万円 （所得代替率 25.0%） 夫婦基礎年金 22 万円 （所得代替率 31.9%）
(ケース 2) 成長型経済 移行・継続 ケース	2037 年財政調整（基礎年金）終了 現役男子平均手取り額 41.6 万円 モデル年金額 24.0 万円 （所得代替率 57.6%） 夫報酬比例年金 10.4 万円 （所得代替率 25.0%） 夫婦基礎年金 13.6 万円 （所得代替率 32.6%）	現役男子手取り額 58.6 万円 モデル年金額 33.8 万円 （所得代替率 57.6%） 夫報酬比例年金 14.6 万円 （所得代替率 25.0%） 夫婦基礎年金 19.1 万円 （所得代替率 31.9%）
(ケース 3) 過去 30 年 投影ケース	2057 年財政調整（基礎年金）終了 現役男子平均手取り額 41.8 万円 モデル年金額 21.1 万円 （所得代替率 50.4%） 夫報酬比例年金 10.4 万円 （所得代替率 24.9%） 夫婦基礎年金 10.7 万円 （所得代替率 25.5%）	現役男子手取り額 42.5 万円 モデル年金額 21.4 万円 （所得代替率 50.4%） 夫報酬比例年金 10.6 万円 （所得代替率 24.9%） 夫婦基礎年金 10.8 万円 （所得代替率 25.5%）
(ケース 4) 1 人当たり ゼロ成長 ケース	2059 年度所得代替率 50.1% だが 国民年金の積立金が枯渇しマクロ 経済スライドは停止。 現役男子平均手取り額 38.2 万円 モデル年金額 19.1 万円 （所得代替率 50.1%） 夫報酬比例年金 7.8 万円 （所得代替率 20.4%） 夫婦基礎年金 11.3 万円 （所得代替率 29.6%）	基礎年金の積立金の運用収入がな くなり、保険料と国庫負担のみで 賄える完全賦課方式で賄える給付 水準の所得代替率 モデル年金額 （所得代替率 36.7%） 夫報酬比例年金 （所得代替率 18.7%） 夫婦基礎年金 （所得代替率 18.0%）

出典：厚生労働省第 16 回社会保障審議会（2024 年 7 月 3 日）資料 2-1 p. 3-p. 12 資料 2-2 p. 16 より筆者作成。

長期投影による財政調整が終了する時点での所得代替率（年金額）と2060年の所得代替率と年金額の状況は表2のとおりである。

経済前提が楽観的な（ケース1）より、（ケース2）の方が所得代替率が高いが、これは表1の（ケース1）から（ケース2）で実質賃金伸び率が0.5%落ちたのに対して実質運用利回りの利潤率低下による低下は0.2%にとどまり実質運用利回りの対賃金スプレッドが（ケース2）の方が大きかったことで、所得代替率が（ケース1）と（ケース2）で逆転したということである。

前回2019年の財政検証の結果と比べると前回の6つのケースのうち最も楽観的なケースⅠ（TFP成長率前提1.6%）で2046年に基礎年金の財政調整が終了し所得代替率は51.9%だったが、2024年の（ケース1）（TFP成長率前提1.4%）の財政調整は2039年に終了し所得代替率は56.9%、2019年財政検証ケースⅡ（TFP成長率前提1.1%）で2046年に基礎年金の財政調整が終了し所得代替率は51.6%だったが、2024年の（ケース2）（TFP成長率前提1.1%）の財政調整は2037年に終了し所得代替率は57.6%といずれも前回より好転している。また、前回2019年のケースⅣ（TFP成長率前提0.8%）が2044年に所得代替率が46.5%、ケースⅤ（TFP成長率前提0.6%）が2043年に44.5%で50%を下回り制度見直しが必要だが、機械的にマクロ経済スライドを行った場合の最終均衡時の所得代替率が示されている。これに対して今回の（ケース3）過去30年投影ケース（TFP成長率前提0.5%）は所得代替率が50.4%と所得代替率が50%を上回る水準で財政調整が終了する結果となった。

このように所得代替率が好転した理由として、厚生労働省は、第一に(3)の冒頭でも触れたように女性と高齢者の労働参加率の実績が上昇した影響があり、第二に実質運用利回りの実績が前回より好転していることを上げている。もうひとつ付け加えるとすれば、合計特殊出生率の前提が中位推計で1.44から1.36と低下したにも関わらず、それを補う労働力として外国人の年間流入数の上昇の実績に合わせその前提が年6.9万人から16.4万人に増えたので人口が前回より少し好転していることも影響してい

と思われる。

なお、(ケース4)では国民年金の積立金が枯渇して運用利回りを得られないという想定だが、基礎年金はすべての者の年金の第一段階の年金なのですべての者の年金水準が急速に下がってしまうので、そうなる前に厚生年金の積立金と調整する措置がとられるものと筆者は考えている。そうでなければ厚生年金被保険者も含めて大幅に年金水準が低下してしまう。

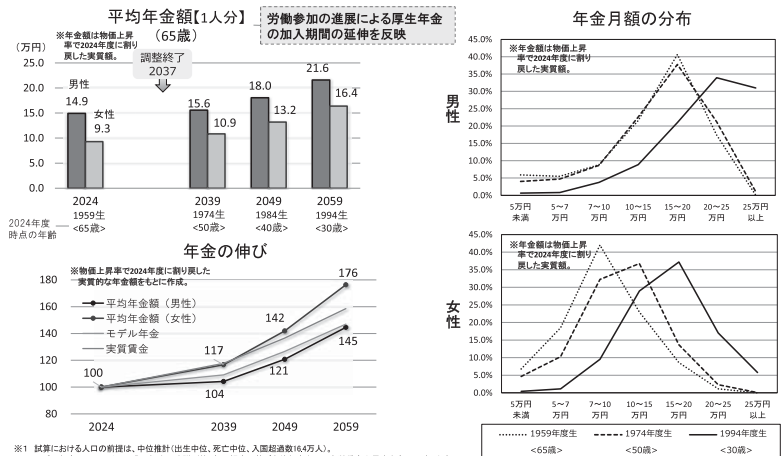
(1)で触れたように人口想定で中位推計にならず低位推計となったり、外国人の流入が減る可能性もあり得る。少子化に関する芝田別稿⁽⁸⁾でも分析したが、実質賃金の低空飛行や、若者雇用の悪化等は少子化に影響するおそれはあるし、外国人が日本を目指す理由も母国より高い賃金にあるので、悪いケースになった場合には特にその影響はあるかもしれない。2024年財政検証では人口前提が低位になった時所得代替率⁽⁹⁾は(ケース1)で56.9%が55.5%と▲1.4%低下、(ケース2)で57.6%が56.4%と▲1.2%低下、(ケース3)で50.4%が46.8%と▲3.6%低下するという推計を示している。また外国人入国超過数が16.4万人から6.9万人となった時の所得代替率⁽⁹⁾についても(ケース1)で56.9%が55.9%と▲1.1%低下、(ケース2)で57.6%が56.6%と▲1.0%低下、(ケース3)で50.4%が47.7%と▲2.7%低下するという推計を示している。このようなリスクに鑑みて、次の3で述べるようなオプション試算等を参考とした制度改正を適時行っていく必要はあると考える。

(6) モデル年金ではない平均的な年金額の年齢別・性別の推移の分析

従来からモデル年金の想定については、男性は厚生年金に40年加入(2号被保険者)し、女性は専業主婦(3号被保険者)となるという想定である。しかし、男性でも1号から2号等の制度間の移動はあるし、女性については共稼ぎ世帯が男性雇用者と無業妻世帯の倍以上になっている(2021

(8) 芝田『日本の少子化対策の推移と考察』「産大法学」58巻3号(2024年10月)

(9) 厚生労働省社会保障審議会年金部会(2024年7月3日)資料2-1 p.14



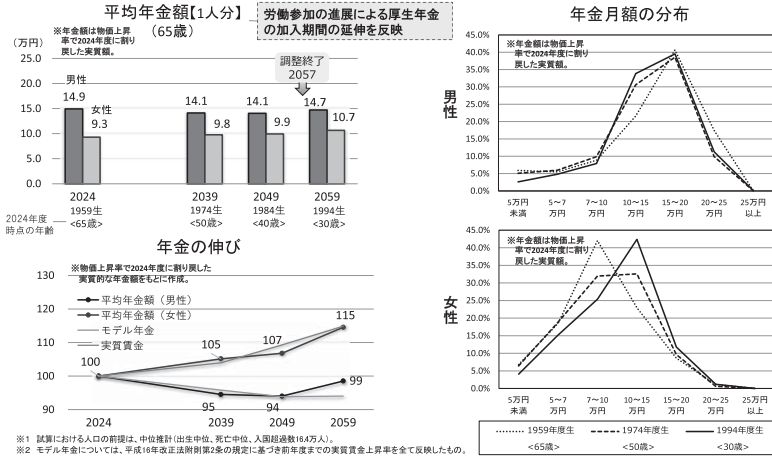
出典：厚生労働省社会保障審議会年金部会（2024年7月3日）資料2-1 p.17

図3-1 (ケース2) 年齢別・性別平均年金額、年金額分布

(10) 年雇用者共稼ぎ世帯 1247 万世帯、男性雇用者と無業妻世帯 566 万世帯) 現状に合わないという批判があった。持続可能性指標については途中で基準を変えるのはおかしいので、現状のモデル年金の所得代替率でみるという考え方を維持しつつ、2024 年財政検証では、2021 年度末時点の個人の公的年金加入履歴（実績）を出発点に、65 歳到達までの毎年度の加入制度、標準報酬（2 号被保険者の場合）等の変遷をこれまでの傾向からシミュレーションすることで各個人の 65 歳到達時点の老齢年金額を推計し、比較的起こり得る中心シナリオのやや楽観の（ケース 2）と過去 30 年投影の（ケース 3）の年金額の分布を初めて示している。

経済好調な（ケース 2）では実質賃金の伸びと厚生年金加入期間の延伸で現在 65 歳の平均年金額より、現在 50 歳～30 歳が 65 歳になる時点の平均年金額は上がっている。年金額の分布でも男性は現在 65 歳と 50 歳ではピークは 15-20 万円と等しいが、現在 30 歳の者が 65 歳になった時点のピークは高い方へ移動している。女性は現在 50 歳も 30 歳も 65 歳になっ

(10) 総務省統計局「労働力調査（詳細推計）」



※1 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。
※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもので、

出典：厚生労働省社会保障審議会年金部会（2024年7月3日）資料2-1 p.18

図3-2 (ケース3) 年齢別・性別平均年金額、年金額分布

た時の分布のピークの増加傾向が見られる。物価の伸びを割り戻した実質額の伸びでも男性・女性ともに伸びており、特に女性の年金額は実質賃金の伸び率を上回って伸びる結果となっている（図3-1）。

過去30年を投影して現状の経済低迷からあまり改善しない（ケース3）では、実質賃金も35年間で15%しか伸びず、マクロ経済成長が長引くことから、男性の平均年金は現在の65歳にくらべて現在50歳～30歳の者が65歳になった時の平均年金額は若干減少するが、女性の平均年金額は厚生年金2号被保険者として働く期間が長くなる影響で増える。年金分布は男性はピークは15-20万円で年齢によって変化ないが、現在65歳より、50歳、30歳が65歳になった時の分布は20-25万円の層が少し減って、10-15万円の層が増えている。他方女性は、現在65歳に比べて50歳、30歳の者が65歳になった時のピークは7-10万円が10-15万円に移行するなど改善が見られる。物価の伸びを除いた実質の伸びはモデル年金額は現行より6%程度低下し、男性の年金額は現在の99%と若干の低下がみられるのに対して、女性は実質賃金の伸びと同様15%程度伸びる結果となっている。経済が現在のEU主要先進国なみに実質1%程度で伸びる（ケー

ス2)の社会になれば男女問わず年金額は改善するが、過去30年とほぼ似た(ケース3)では男性の年金額の分布はすこし悪化し、平均額の伸びも物価上昇に少し追いつかない状況であるものの、総じて女性の年金額は社会進出・労働参加の進展を反映して伸びる結果となっている(図3-2)。

3. オプション試算と年金制度の見直し検討事項

財政再検証では、いくつかの改正を行った場合の2(5)の所得代替率への影響を示すオプション試算を示している。その内容を検討するとともに、社会保障審議会年金部会で検討されているその他の検討事項である遺族厚生年金の見直しについても見ていきたい。

(1) オプション試算1 被用者保険の更なる適用拡大

被用者として働いていても、短時間労働者や非適用業種の個人事業所に雇われている者は、保険料を半分事業主が払ってくれて、基礎年金に上乗せして賃金額に応じた報酬比例年金が出る厚生年金に加入できず、1号被保険者として学生や自営業者・農業事業者と同様国民年金の基礎年金の保険料を全額自分で払い、年金は基礎年金しかでない。

現在の厚生年金適用条件は、①週労働時間20時間以上、②標準報酬が8.8万円以上、③学生でないことが基本で、それに従業員規模が50人以上の事業所であることという企業規模要件が加えられている。労働時間が正社員だと通常週40時間以上であり、関係性が薄い労働者まで保険料を半分負担したくないという事業主側の意向があり、特に中小企業においては、事業主保険料の負担が経営上負担という主張があった。

個人事業主についても比較的零細な形態が多い、農業、漁業、林業、専門技術サービスの中のデザイン業・経営コンサルタント業・写真業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業の中の理容・美容・浴場業、娯楽業(映画館・スポーツ施設提供業)、他に分類されないサービス業の中で警備業、ビルメンテナンス業、政治・経済・文化団体、宗教等

が非適用業種とされている。

労働者として働いている以上は勤め先の企業規模や労働時間で社会保険の取扱いが違うことは働き方の選択をゆがめ不公平であるという主張も強く、与野党にも程度の差はあれ賛同する意見もあるため、時間制限も当初の一般社員の3/4（労働基準法上週40時間がフルタイムとして多いので30時間）から、20時間ただし月8.8万円の報酬以上とされ、企業規模も500人以上から2019年財政再計算を受けた2020年改正で、2022年10月から従業員規模100人以上に、2024年10月から50人規模以上に拡大され、個人事業所の非適用事業中社会保険・法律等の関係が深い弁護士・会計士等の士業が適用事業とされた。

2024年の財政再計算で示されたオプションの選択肢は、**適用拡大①**：企業規模要件を廃止するとともに、5人以上の個人事業所に係る非適用事業の解消を図る。この結果約90万人が厚生年金に適用される。**適用拡大②**：①に加え月8.8万円以上の賃金要件の撤廃又は最低賃金引上げで同等の効果を得る。この結果約200万人が適用される。**適用拡大③**：②に加え、5人未満の個人事業所も適用する。この結果約270万人が適用される。**適用拡大④**：週労働時間10時間以上のすべての被用者を対象とする。この場合約860万人が適用される。それぞれの適用拡大による（ケース2）と（ケース3）の所得代替率に対する影響は表3のとおりであるが、適用が拡大され短時間労働のため少額となるとしても報酬比例部分が加わることで平均年金額が上がり所得代替率の改善効果は大きくなる。

この問題については、年金部会の検討とは別に「働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用のあり方に関する懇談会」という学識経験者、経営者団体及び労働組合代表からなる会議が2024年2月13日から開催されており、意見交換とともに現在適用されていない労働者を雇う事業者の業界団体やそれらの非正規的労働者が多く参加する労働組合からのヒアリングも行われ、7月3日に議論のとりまとめが行われている。やや抽象的表現ながらも企業規模要件については他の要件に優先して撤廃の方向で検討を進めるべき、労働時間要件については雇用保険の適用拡大の施行状況（雇

表3 (ケース2)と(ケース3)に関して適用拡大をした場合の

	現行制度	適用拡大①	適用拡大②
ケース2	57.6% (2037) 比例 25.0% (調整なし) 基礎 32.6% (2037)	58.6% (2035) 比例 25.0% (調整なし) 基礎 33.6% (2035) 改善効果+1.0%	59.3% (2034) 比例 25.0% (調整なし) 基礎 34.4% (2034) 改善効果+1.7%
ケース3	50.4% (2057) 比例 24.9% (2026) 基礎 25.5% (2057)	51.3% (2054) 比例 24.8% (2027) 基礎 26.5% (2054) 改善効果+0.9%	51.8% (2052) 比例 24.6% (2028) 基礎 27.2% (2052) 改善効果+1.4%

出典：厚生労働省社会保障審議会年金部会（2024年7月3日）資料3-1 p.3より筆者作成

用保険は少子化のからみもあり2028年から週20時間以上を週10時間以上に拡大する法律改正が2024年に成立している）等も慎重に見極めながら検討を行う必要がある、賃金要件は年収106万相当（月8.8万円の年収）という額が雇用調整の基準として意識されている一方、最低賃金の引上げに伴い労働時間要件（週20時間以上）を満たせば賃金要件を満たす場合が増えてきていることを踏まえて検討すべき、学生除外要件については現状維持が望ましく見直しの必要性は低い、個人事業所の適用範囲については5人以上を使用する個人事業所の非適用事業所については、5人未満への適用の是非の検討に優先して解消の方向で検討を進めるべき、とされている。

本来可能な限り広い適用が望ましいと個人的には思うが、この文言により適用拡大①と適用拡大②は改正される見込みは高いと予想され、それ以上の適用拡大③は5人未満の零細な個人事業者の経営への影響、適用拡大④は週労働時間10時間～20時間の者まで互いにささえ合う仲間として事業者が半分保険料を負担する改正をするのには反対が多いという意見が強く、「慎重」という表現で今回は見送られるべきという意見が多いようだ。

(11) 本稿脱稿は2024年11月16日だが、前々日（2024年11月15日）の第20回社会保障審議会資料1 p.22では賃金要件の撤廃については明確な方針は示されていない。

所得代替率の改善状況

適用拡大③	適用拡大④
60.7% (2028) 比例 25.0% (調整なし) 基礎 35.8% (2028) 改善効果+3.1%	61.2% (調整なし) 比例 25.0% (調整なし) 基礎 36.2% (調整なし) 改善効果+3.6%
53.1% (2048) 比例 24.5% (2029) 基礎 28.6% (2048) 改善効果+2.7%	56.3% (2038) 比例 23.1% (2038) 基礎 33.2% (2038) 改善効果+5.9%

(2) オプション試算 2 基礎年金の拠出期間延長・給付増額

基礎年金の保険料拠出期間は現在 20 歳から 59 歳の 40 年だが、それを 20 歳から 64 歳の 45 年間に延長することで、基礎年金を増額し所得代替率を改善する。この対策は表 4 にあるとおり大幅な効果を生じる。

この政策の良い点は、基礎年金は 65 歳から支給されるので、既に高齢者雇用安定法で 60 歳以下で定年を定めることを禁止している上に、60 歳から 64 歳までは①定年引上げ、②定年廃止、③仕事を続ける上で心身上問題がなく希望する者には定年後 1 年単位の継続雇用として雇うことのいずれかの措置を取る義務が課されている。したがって、65 歳以上まで雇用する前提で年金支給開始年齢を上げる案と違って労使の抵抗がない点である。

他方、被保険者にとって 5 年間月 1.7 万円の保険料を余計に払うことになるので 102 万円負担が増えることを問題視する意見があるが、基礎年金

表 4 (ケース 2) と (ケース 3) に関して基礎年金拠出期間延長を行った場合の所得代替率の改善状況

	現行制度 (基礎年金 40 年加入)	基礎年金 45 年加入化
ケース 2	57.6% (2037) 比例 25.0% (調整なし) 基礎 32.6% (2037)	64.7% (2038) 改善効果+7.1% 比例 28.1% (調整なし) 基礎 36.6% (2038)
ケース 3	50.4% (2057) 比例 24.9% (2026) 基礎 25.5% (2057)	57.3% (2055) 改善効果+6.9% 比例 27.9% (2027) 基礎 29.5% (2055)

出典：厚生労働省社会保障審議会年金部会（2024 年 7 月 3 日）資料 3-1 p.9 より筆者作成

は年約 10 万円の給付増⁽¹²⁾がある。つまり 10 年以上給付を受けることができれば、保険料負担増を上回る給付増となる。日本の平均寿命は 2020 年の実績でも男性 81.58 歳、女性 87.72 歳であり、2070 年には男性 85.89 歳、女性 91.94 歳に延びるということが社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（2024 年）の結果であり、現在でも平均余命まで生きれば男性で 16 年、女性で 22 年は基礎年金をもらえるので平均的には保険料負担増を上回る利得がある。ただ、後述の年金局長の発言に見られるようにネットやマスコミの中に、年金額が増えることと切り離して 5 年間で約 100 万円保険料負担が増えることを問題視する意見もあり、政治的にもその世論に配慮する意見がでてくることも考えられる。

もう一つの問題は、基礎年金は 1/2 は国庫負担しているの、保険料拠出期間の延長に伴って国庫負担が 5 年分増加することである。このオプション試算は 2019 年財政検証でも同じ案が提案しているが、財務省は増税の見込みが立たない中でそのような給付増を行うことに反対であった。今回の財政検証では、拠出の年数は 2 年で 1 歳ずつ上げるという仮定で引上げ始めた翌年から国庫負担は 1000 億円、45 年拠出者が 90 歳となって死に始める時には最大 1.3 兆円に増加しているという推計⁽¹³⁾が示されている。

こうしたこともあって、7 月 3 日に年金部会で 2024 年財政検証とオプション試算が公表された際に、事務局の数理課長の説明の後に、当時の橋本年金局長が発言⁽¹⁴⁾し、過去 30 年の影響が続く（ケース 3）においても所得代替率が 50.4% になり、同様の生産性上昇率前提の 2019 年のケース V では所得代替率が 50% を下回りそれでも機械的にマクロ経済スライドを続けた場合は 44.5% まで落ち込んだ状況から大きく改善していること、基礎年金だけの所得代替率も前回のケース V の 21.9% から今回のケース 3 では 25.5% まで改善すること、他方基礎年金 45 年加入案が前回財政検証で公表された時から 5 年間で保険料負担が 100 万円増加するということがば

(12) 厚生労働省社会保障審議会年金部会（2024 年 7 月 3 日）資料 3-1 p. 11

(13) 厚生労働省社会保障審議会年金部会（2024 年 7 月 3 日）資料 3-1 p. 12

(14) 第 16 回社会保障審議会年金部会（2024 年 7 月 3 日）議事録

かりを批判するマスコミとネットの批判があり、給付増と併せて考えるべきと厚労省が反論してもその批判を一掃できていないことという理由を述べ、所得代替率に改善がみられる状況の中で100万円の負担増を国民に求めることが、次期年金制度改正に足かせとなり改正を成立させることができるという確たる見通しを持ってないと述べて次期改正の検討から外すことを求めた。ただ局長は健康寿命の延伸等を考えれば基礎年金の延長を行うことが最も自然な対策であり、次期改正で盛り込めなくても将来45年化の必要性が高まることも十分考えられるとも述べている。したがって、今回の改正の検討項目からは外れることとなった。

(3) オプション試算3 マクロ経済スライドの調整期間の一致

これは、2019年財政検証と2020年年金法改正が終わった2020年12月25日の社会保障審議会数理部会に追加試算として初めて出され、今回2024年財政検証のオプション試算の一つとして出されている。

その検討の前にマクロ経済スライドの仕組みの内容について確認していきたい。⁽¹⁵⁾ マクロ経済スライドは2004年改正の枠組みの中で上限が固定された保険料、年金積立金の運用益と100年後に給付1年分を残す以外の取崩しと、基礎年金の1/2の国庫負担の財源の範囲で長期的に財政が均衡するように、年金額について賃金又は物価上昇率から高齢化による平均寿命の伸長分と少子化による年金制度全体の被保険者数の減少⁽¹⁶⁾（近年2号被保険者の増加で増加する時もある）分だけ、厚生年金と基礎年金を等しい比率で減少させている仕組みである。またそうして決まった毎年の基礎年金の財源は1/2の国庫負担を除いて、国民年金の1号被保険者数と厚生年金の第2号被保険者数及び第3号被保険者数で按分して各制度が財源を拠出し負担する。

(15) 芝田も制度を十分理解しておらず、厚労省数理課の方に一部教を請うた（もし文中正確でない表現があるとしたらそれは筆者の理解不足の責任である）。マクロ経済スライドを理解するのはかなり難しいと感じる。

(16) 毎年0.3%減少と置かれている。

このマクロ経済スライドを行う期間は調整期間とされており、国民年金法の基礎年金と厚生年金ともに、2004年改正で同時期に始まったが、終了次期は5年に一度の財政検証の時に、2で見た様々な前提数字の違いによるケース全体を検討して法律上は国民年金と厚生年金で別々に決めることになっている。

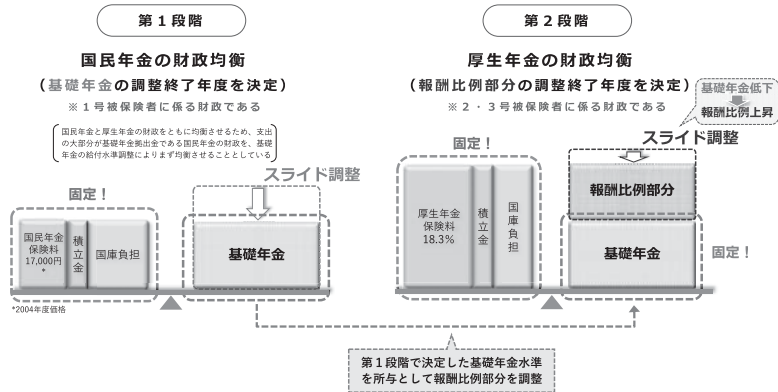
基礎年金については、収入面の1号保険料と積立金（積立金は財政検証年に計算して100年後に1年分の給付に等しい分を残して取崩せると仮定している）と基礎年金の1/2分の国庫負担の将来の総額を現在価値に評価した額と、1号被保険者の基礎年金の将来総額の現在価値の総額が財政的に均衡する見通しが立った時に、終了時期を政令で定め、基礎年金のマクロ経済スライドの減額が止まる時期がきまる。

厚生年金は基礎年金の方でマクロ経済の終了時期が決まり各年度の1人当たりの基礎年金額が固定されるので、それに2号・3号被保険者数をかけた厚生年金被保険者の基礎年金の総額が決まるのでそれに2号被保険者の報酬比例分の年金の将来総額をあわせた給付の総額の現在価値がきまり、それと厚生年金保険料、基礎年金部分の国庫負担、積立金（やはり100年後に1年分の給付を賄える分を残して取崩す分と毎年度の運用益）という収入総額が均衡すると見込まれる時期に終了時期を決めることになる。

図4にあるように第一段階で基礎年金の財政が均衡する終了時期を定め、それによって決まる基礎年金額を固定して、厚生年金の方はそれに2号・3号被保険者数をかけた基礎年金総額と報酬比例年金額と、厚生年金の積立金・基礎年金部分の国庫負担・2号被保険者とそれを雇う事業主が払う保険料で財政均衡する時期を決めるという2段階の仕組みをとっている。

2004年改正では、物価も賃金も一定率で上がる経済状況を前提として、賃金が物価以上に落ち込むデフレ経済が長く続くことを想定していなかったため、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドは19年後の2023年に同時に調整が終了すると予想していた。

しかし、2024年の財政検証では、報酬比例部分と基礎年金部分について調整終了時期が大きく異なっている。その第一の理由として賃金が物価



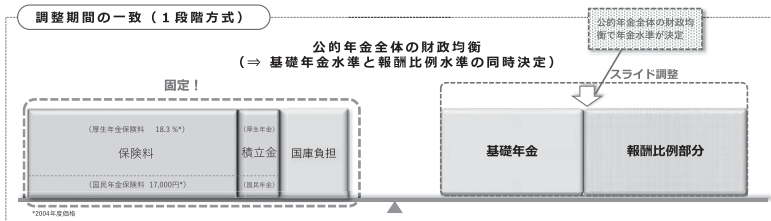
出典：第9回社会保障審議会年金部会（2023年11月21日）資料1 p.7

図4 マクロ経済スライドの調整終了時期の2段階の決定方法

以上に減少するデフレの年も多かったのに対して、基礎年金は当初物価下落以上に賃金額が下がってもそれに応じて下がる仕組みがなかったため、報酬比例年金に比べて所得代替率が高止まりした。ただこれについては2016年改正で物価より賃金の下落率の方が大きい時は年金制度をささえる現役層の苦労に鑑みて基礎年金も含め賃金下落率で下げる仕組みが導入されたため改正が施行される2021年度以降は同じ仕組みで調整されている。第二の理由として2004年の想定以上に第1号被保険者は減少（2005年2180万人が2020年に1427万人）し、厚生年金の方は、保険料を負担していない第3号被保険者（第2号の配偶者）は減少（2005年1094万人が2020年803万人）し、第2号被保険者は大幅に増加（2005年3772万人から2020年4534万人）したため、厚生年金の財政がかなり好転したためと説明されている。

今回のオプション試算は、調整期間の決定方法を、図5のように、基礎年金と報酬比例の給付総額と公的年金全体の積立金・国民年金と厚生年金の保険料・国庫負担という負担の総額が財政的に均衡する時点で、基礎年金と報酬比例部分の調整期間の終了時期を同時に決めるというものである。

表5のとおりマクロ経済スライドの調整時期を一致させた場合の所得代



出典：第9回社会保障審議会年金部会（2023年11月21日）資料1 p.34

図5 マクロ経済スライドの調整期間を一致させた時の終了時期の決定方法

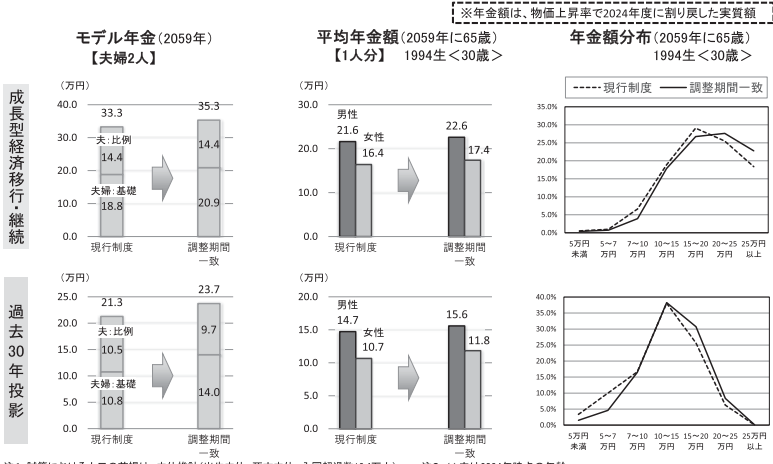
表5（ケース2）と（ケース3）に関してマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の所得代替率の改善状況

	現行制度	調整期間の一致
ケース2	57.6% (2037) 比例 25.0% (調整なし) 基礎 32.6% (2037)	61.2% (調整なし) 改善効果+3.6% 比例 25.0% (調整なし) 基礎 36.2% (調整なし)
ケース3	50.4% (2057) 比例 24.9% (2026) 基礎 25.5% (2057)	56.2% (2036) 改善効果+5.8% 比例 22.9% (2036) 基礎 33.2% (2036)

出典：厚生労働省社会保障審議会年金部会（2024年7月3日）資料3-1 p.13

替率は、（ケース2）、（ケース3）ともに上がり、特に経済前提が悪い過去30年投影型の経済前提での改善が著しい。今回このオプション試算に基づく改正を行ったとして、2024年財政検証を踏まえて（ケース2）という楽観的前提に基づきマクロ経済スライドの調整を終了させることはやや非現実的に感じるが、2036年という次の次の財政検証の2034年時点で、（ケース3）又は（ケース2）と（ケース3）の中間程度の経済状況の実績が続いているならば、マクロ経済スライドの調整を終了させることはあり得るだろう。仮にその後再び悪化すれば財政調整を再開することは現行規定でもできる仕組み（国民年金法16条の2）となっている。

マクロ経済スライドの調整期間を一致させた時のモデル年金は（ケース2）でも（ケース3）でも主として基礎年金の増額で増額する（表5）。また、現在30歳で2059年時65歳になった時の1人分の平均年金額もどちらのケースでも男女ともに増額する。当該年代の年金額の分布を見ても、



注1: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入団超過数16.4万人)。 注2: <>内は2024年時点の年齢

出典: 厚生労働省社会保障審議会年金部会 (2024年7月3日) 資料3-1 p.14

図6 マクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合のモデル年金額・平均年金額・年金額分布

(ケース2) ではピークも分布全体も増額方向に山がシフトし、(ケース3) ではピークは変わらないが、5万円未満や5-7万円の低年金層が減り15-20万円以上の層が増えている (図6)。

この案を批判する者の意見として、厚生年金(第2号・第3号被保険者)の積立金が国民年金(第1号被保険者)の積立金に流用されるというものがあるが、第9回社会保障審議会年金部会(2023年11月21日)の資料1 p.15~18で説明されているように賦課方式をとる公的年金の積立金は保険料を給付に充てて余った残余であり、企業年金や個人型確定拠出年金(i-DECO)などの私的年金の積立方式のように各被保険者の持ち分という考え方はなく、被保険者が制度間を移動しても積立金は移動しない。2021年度1年間でも350万人が1号・2号・3号の制度間を移動しており、それは被保険者総数の約6%となっている。特に1号被保険者の学生から2号のサラリーマンになることが多い20~24歳では総数の17%が制度間を移動している。65歳の受給権者数のうち1号と2号又は3号の両方の期間を持つ者は68.2%と多数派である。さらにこの制度改正で利益を受

けるのは、1号被保険者だけではない。2号・3号の基礎年金が増額するので、厚生年金被保険者の年金額の改善に使われている。

また、第9回社会保障審議会年金部会（2023年11月21日）の資料1 p.41の図から比例だけでなく調整終了した場合に比べて2025-40年まで報酬比例年金額が減る者が出ることを問題視する意見もあるが、そもそも将来の経済が（ケース2）や（ケース3）のように進むか分からない現時点で、報酬比例部分の調整だけ終了できるのか財政リスクや後述の制度間の被保険者の公平性の観点から疑問である。またその部分の中高年の年金の少しの「減額可能性」を問題として、第2号被保険者も含めた将来世代の第1段階の基礎年金の減額による年金額の低下を問題視しないのはバランスに欠けた意見のようにも思える。

最後に調整期間を一致させることで基礎年金の減額が早期に止まりその分国庫負担が増えることを問題視する意見がある。ただ経済状況が悪くなる（ケース3）などの経済前提を理由として長期に基礎年金が減額する事態を改善することで結果的に国庫負担が増えることを、制度を積極的に改善することで国庫負担が増える場合と同視すべきなのだろうか。基礎年金の終了時期を、少ない積立金、減少傾向にある第1号被保険者の保険料に依存する国民年金の財政状況で決める現行方式では、（ケース2）と（ケース3）の間の経済状況が続いた時でもなかなか終了時期を定められず1940年代から50年代になってしまうだろう。それで基礎年金額が大きく減って国庫負担が減って良かったねということでもいいのだろうか。また、調整期間を一致させるとしても経済情勢は年々変動するので良い想定（ケース2）を前提にすぐに調整をやめることは危険だろうから、（ケース3）の2036年頃に調整を終了させる可能性が大きいだろう。その場合はそのころから国庫負担が現行制度よりあがり始め、2040年頃に5000億、2050年に1.8兆、2057年に2.5兆という国庫負担増の見込みが示されている（第16回社会保障審議会年金部会資料3-1 p.19）が、その頃には少子高齢化も一段と進み消費税かどうかは別として増税するか、医療・介護の負担増か軽度の介護者の給付を切るか何らかの大きな政策変更は行なわざ

るを得ないと考えるが、現時点でそのことを問題視することが適切なのだろうか。

(4) オプション試算 4 在職老齢年金の見直し・撤廃

在職老齢年金は、老齢年金が元来老齢による稼得能力の減少・喪失を支給事由としているので、年金以外の収入と年金額の合計額が一定額を超えた場合に年金の一部を支給停止する制度である。現在 65 歳に支給開始年齢が引上げ途上にある厚生年金の 60 歳台前半の者に支給される年金について、年金以外の収入と年金額との月額の合計が 47 万円（2022 年度の基準額、現役男子被保険者のボーナスを含む月額で決められる）を超えた場合に、賃金が 2 増えるごとに年金を 1 支給停止する「低在老」と、65 歳以上で年金以外の収入と年金額との月額の合計が 47 万円を超えた場合に、賃金が 2 増えるごとに年金を 1 支給停止する「高在老」の 2 つの仕組みがある。うち「低在老」は、厚生年金の支給開始年齢ももうすぐ全員 65 歳以上になり対象者がいなくなるので問題視されていない。

「高在老」について、できるだけ高齢者も働いて保険料を払い支える側に回ってもらうために、その制約となっているこの制度について、基準額を引上げたり撤廃するというのがオプション試算 4 である。

現行 47 万円基準額により 65 歳以上の在職している老齢年金受給者 308 万人の 16% にあたる 50 万人の年金が支給停止され停止額は 4500 億円となっている。この基準額を 62 万円まで引き上げれば支給停止者は半分の 27 万人に減り、停止額は約半分の 2300 億円となる。仮に高在老制度そのものを撤廃すれば 4500 億円の給付増となる。給付増額は 2040 年に 6400 億円まで増大するがその後は高齢者の減少で 2060 年には 4900 億円に戻る。所得代替率への影響は▲ 0.5% の減少となると推計されている。

高齢者の就労意欲を重視するか、所得代替率の減少（オプション試算 1 の厚生年金被保険者の適用拡大②の場合の所得代替率の改善率 +1.4% の 35% にあたる）を惜しいと考えるかによるだろう。中をとって支給停止基準額を 62 万円まで上昇する程度に留めれば機械的に考えれば所得代替

表6 標準報酬上限額の引上げによる影響

上限見直し	上限該当者数 (比率)	保険料収入増加額 ()内事業主負担額	所得代替率への影響 * 基礎年金は影響なし	該当者の老齢 厚生年金給付増
75万円	168万人 (4.0%)	4300億円 (2150億円)	比例+0.2%	6.1万円/年 (終身)
83万円	123万人 (3.0%)	6600億円 (3300億円)	比例+0.4%	11.0万円/年 (終身)
98万円	83万人 (2.0%)	9700億円 (4850億円)	比例+0.5%	20.1万円/年 (終身)

出典：厚生労働省社会保障審議会年金部会（2024年7月3日）資料3-1 p.26

率への影響は▲0.25%にとどまると思われる。

(5) オプション試算5 標準報酬の上限の見直し

現在厚生年金被保険者の標準報酬月額（賃金のうち保険料の算定基礎となる額）は65万円を上限としており、これを超える賃金があっても65万円に保険料率（18.3%）をかけた額を保険料として負担する（うち1/2は事業主が負担）。そのかわり将来の年金額もその標準報酬をもとに計算されるので、年金があまり高額にならない仕組みとなっている。現行この上限に該当する者は259万人であり被保険者全体の6.2%となっている。

この上限を75万円、83万円、93万円に引き上げた場合の上限該当者の変化とそれによる保険料収入の増加額、報酬比例部分の所得代替率への影響と10年間上限該当以上の標準報酬だった場合の老齢厚生年金の増額見込みは表6のとおりである。保険料が増収となっても将来年金給付をその分引き上げるので長期的には収支とんとんとなり、制度に及ぼす長期的効果は報酬比例部分の年金額の上昇による所得代替率の増加効果となる。

(6) 遺族厚生年金制度の見直し

見直し案の検討の前に、現行の遺族年金の確認をしたい。

第1段階の遺族基礎年金は、国民年金被保険者や老齢基礎年金受給権者

が死亡した時、死亡した方に生計を維持されていた①18歳未満の子⁽¹⁷⁾（子どもが障害年金の障害等級1級又は2級の場合は20歳未満）がいる配偶者又は、②18歳未満の子（障害年金該当は20歳未満）に、老齢基礎年金と同額（2022年月額6.7万円）が支給される。18歳未満という通常家計を支えられない高校生相当の子がいる配偶者、又は配偶者がいない時は18歳未満の子という稼得能力の乏しい世帯に限って支給するが配偶者には男女の区別がない。なお生計を維持されていたとは遺族に850万円以上の収入がないことを要件としている。

第2段階の現行の遺族厚生年金は、20代から50代では主たる生計維持者は夫ととらえて夫と死別した女性の社会進出の少なさ・就労の困難さを前提に妻は就労が困難と考えて、家計を支える稼得能力が長期に喪失するという前提により、終身夫の老齢厚生年金（報酬比例部分）の3/4が支給されていた。しかし、2004年改正で妻に子どもがおらず20歳台の時に夫が死亡した場合は、5年間の有期給付となった。これは後述のように諸外国の遺族年金が生計維持者死亡後就労に就くまでの準備期間の稼得能力喪失に着目した有期給付が多いので、30歳未満で子どももいなければ就労に就くことは容易と判断された。なお生計維持要件（遺族の収入が850万円以上ではない）は老齢基礎年金と同じである。

これに対して、夫が遺族の時⁽¹⁸⁾は原則妻が死亡時55歳以上で支給開始は60歳⁽¹⁹⁾から支給されるなど、妻以外は就労できる想定で厳しい年齢制限が課されている。60歳以降は夫も妻も稼得能力が喪失されるものとして、死亡した被保険者・老齢厚生年金受給権者に生計を維持されている遺族は、配偶者の老齢厚生年金の3/4が支給されている。この場合も主として妻が専業主婦（3号被保険者）等の場合で夫に先だたれた時の老後生活の支えと言う機能を果たしているが、妻も老齢厚生年金の受給権がある場合は、自分の老齢厚生年金の支給を優先し、A 遺族厚生年金、B 遺族厚生年金の

(17) 正確には18歳となった次の3月まで、すなわち高校生相当年齢の者。

(18) 夫がいなければ父母、祖父母

(19) 夫が遺族基礎年金の支給対象となっている時は55歳から支給される。

2/3（配偶者の老齢厚生年金の1/2）と自らの老齢厚生年金の1/2を足したものの、のA、Bどちらか高い方と自分の老齢厚生年金との差額を支給する。

また、夫の死亡時に妻が40歳以上であり、18歳未満（障害の時は20歳未満）の子がいらないため遺族基礎年金が出ない場合は、中高年の寡婦は稼働能力が低いと想定して、自らの老齢基礎年金をもらえるようになる時（65歳）までは遺族基礎年金の3/4にあたる中高齢寡婦加算が遺族厚生年金に加算されている。

さらに夫が1号被保険者として保険料納付済みの期間等が10年以上あり、夫死亡時に65歳未満で夫との婚姻関係が10年以上続いている時で、夫も妻も老齢基礎年金をもらっていない時は、夫の1号保険料の掛け捨て防止の観点で、夫の1号保険料納付済み期間に応じた老齢基礎年金に3/4をかけた額を国民年金の有期年金（妻が基礎年金をもらうまで）の寡婦年金が支給される。また、同じく掛け捨て防止の観点から1号被保険者として死亡前日までに36月以上保険料を納付済みの場合、遺族に納付済み期間の長さに応じて12万円から32万円の死亡一時金が支給される。

現在の遺族厚生年金が、①男女という性別で支給要件に大きな差があること、②女性の40-59歳のまでの中高齢期の就業率は80-75%であり、労働参加進展シナリオでは2040年には80%台後半になると推計されていること、若い年齢ほど高齢期まで高い就労率実績を有しており、その傾向は続くと思われること、③男女の賃金格差は男性を100とすると20代は92以上、30代前半で86、30代後半で80と40歳未満では概ね男性の80%の範囲にとどまっていること、④諸外国の遺族年金が高齢期（米60歳以上、フランス55歳以上、ドイツ45歳以上で47歳に引上げ中）の無期給付か、有期給付（スウェーデン12か月、英国最長18か月、フランス・ドイツ24か月）に限られ、男女の支給要件の差は1980年代から90年代までにかけてなくされていること等から、次のような見直し案の提案

(20) 保険料免除期間があればそれを保険料納付済み期間に加える。

(21) 第17回社会保障審議会年金部会（2024年7月30日）資料4

がなされた。

①30歳～59歳の子どものいない妻（子どものいる妻は現行と同じ無期年金）については、5年の有期年金に移行していくこと、②60歳未満の夫についても有期年金を支給すること、③有期化施行は段階的に40歳未満、50歳未満と拡大していくこと、④また離婚分割にならって、死亡者の婚姻期間中の標準報酬を分割（例えば1/2）して遺族である配偶者の記録に上乘せすることで、遺族の老齢厚生年金の額を増加する。またドイツの配偶者の死亡後一定期間（ドイツでは3か月）は死亡者が受給するはずだった満額の老齢厚生年金額を支給する制度にならって、死亡直後の生活再建を支援するため一定期間増額する。⑤現行の中高年寡婦加算及び寡婦年金は遺族厚生年金の有期化とともに段階的に廃止していく。この案に対して年金部会での各委員の意見は概ね賛同の方向であった。

4. 公的年金の改正のオプション試算等改正項目の評価

望ましい年金制度改革の内容を検討するに当たり、年金制度の主な課題の解決に有効かどうかを年金改正項目の評価の基準としたい。

(1) 年金制度の課題の整理

公的年金制度の課題の主なものとしては、①公的年金制度の持続可能性、②老後生活の安定と低年金・無年金問題、③世代間や性別等の違いに関わらず年金受給者にとってできるだけ公平な制度であることの3つがあると考えられる。以下その内容を検討したい。

①公的年金制度の持続可能性

厚生労働省の「国民生活基礎調査」（2023）によれば高齢者世帯の所得の62.9%は公的年金と恩給（恩給は戦前に官吏・軍人等であった者なので今はほぼ公的年金）である。また高齢者世帯の41.7%は所得の100%が公的年金・恩給である。このように公的年金は高齢者の所得獲得手段の中心であり、この制度が持続しなければ高齢者の生活の維持が困難となる。

公的年金制度の持続可能性を脅かす要因は、第一に少子化の更なる進行であり、第二に経済低成長で現役層の賃金が伸びないことである。

他方、公的年金制度は賦課方式という現役層の被保険者と厚生年金の加入者の場合はその被保険者を雇用している事業主が負担する保険料と基礎年金の場合は厚生年金・基礎年金の保険料を財源とする拠出金と国庫負担により支えられている。そして2004年改正の際に、被保険者代表である労働組合と事業主代表の経済団体の強い要望もあり、制度を維持するための保険料の際限のない上昇はやめて、保険料の上限を固定し、保険料負担（その負担能力は経済成長で向上する）・基礎年金国庫負担・積立金の100年後に給付1年分を残しその取崩と積立金運用益という財源の範囲内で年金給付が均衡するように、賃金・物価上昇率から少子高齢化の進行に応じた1人当たりの年金額を引下げるマクロ経済スライドが行われている。モデル年金額が現役男子の平均可処分所得で割った比率である所得代替率が50%を下回るかどうかが公的年金制度の持続可能性の指標となっている。

そして、2024年の財政検証の結果(2(5))では、人口の少子化傾向を補う女性と高齢者の労働参加率の上昇と、年金積立金の運用利回りの好調を背景に、長期の投影において過去30年のデフレ傾向を引きずる(ケース3)においても所得代替率は50%を上回る結果となっている。ただ、少子化が更に進み人口推計の低位推計になってしまうとそこから5-6%所得代替率は下がってしまう。したがって、そのような状況下でも持続可能性を維持できる制度の頑健性を強化する制度改正があることが望ましい。

② 老後生活の安定と低年金問題

公的年金制度の中心である老齢年金は老齢による稼得能力の低下・喪失を補うために保険料を拠出して予防する保険制度である。ただ、①の持続可能性で述べたように現役層は保険料負担があまり上がって自分の可処分所得が下がることに抵抗感があるため、保険料の上限が固定され、マクロ経済スライド制度が導入されている。したがって、すべての者の年金の水準を引き上げることは困難である。

公的年金制度は老後生活の基礎的部分を支える役割である。中程度以上

の収入のある者の老後生活を豊かにする方法は、企業年金・個人型確定拠出年金（I-DECO）や年金を離れた貯蓄等の方法もあり、それを支えるこれら私的年金制度やNISA等の投資非課税枠の制度も創設・充実されている。

現行の公的年金制度は、老後の基礎的収支を賄うという目的で設けられている定額を支給する基礎的年金とサラリーマン等の2号被保険者はそれに上乘せする報酬比例年金である厚生年金という2段構造となっている。そして基礎年金は定額であるため、厚生年金被保険者の賃金の格差がそのまま年金の格差となることも緩和する働きを果たしている。

年金は基礎年金の場合20-59歳の40年間保険料を払うことで満期の年金を65歳から支給され、厚生年金の2号被保険者は希望すれば65歳まで働くことが推奨され、事業主は継続雇用・定年延長・定年廃止等で被保険者が働ける心身の能力があれば65歳までは雇用制度を用意するよう義務付けられている。したがって、現役時代何らかの理由で年金制度に加入しなかったり、65歳からの支給が前提の基礎年金や厚生年金を早くから受給を開始すれば年金額は終身下がる設計になっている。これら年金制度の拠出要件を満たさず、老後困窮する場合は、年金以外の生活保護等で救済されることになる。

基礎年金のみ受給者は、40年加入しても2022年で月額6.7万円の水準であり、それだけでは生活が厳しい、したがって年金制度に隣接する低年金者対策として、税財源の年金生活者支援給付金制度があり、年金が基礎年金以下で、所属する世帯の収入が市町村民税が非課税などの低所得者の高齢者には、5000円に制度発足以来の物価上昇率をかけた額（年金の拠出金の未払期間がある場合はその比率が減額される）を基礎年金に加えて支給することで、老後生活の基礎的収支の需要にこたえる仕組みとなっている。

基礎年金本来の問題としては、基礎年金の財政の範囲で年金給付と保険料・積立金・国庫負担の財源がバランスするまで、マクロ経済スライドの調整期間が続くので、本来老後の基礎的収支を賄い、厚生年金被保険者の

間の年金格差を縮小させる基礎年金の機能が低下してしまう。これが低年金問題であり、それを解決する制度改革があることが望ましい。

③世代間・性別等にとって公平な制度

2004年の制度改革でマクロ経済スライド制度が導入されたが、デフレ経済が続いたため、中々マクロ経済スライドが発動しなかった。その結果現在平均余命前後の高齢者はあまり年金は減額されないまま年金をもらい終えるが、現行制度のままでは（ケース3）のように経済成長が芳しくない場合は、2057年まで基礎年金の調整が続き将来世代の年金の減額は多くなる。元々2004年からマクロ経済スライドができたので、その前と後の世代で年金に差が生じることにはなるが、その世代間の格差は少ない方が世代間の不公平感は減る。

また、現行制度の仕組みのままのマクロ経済スライドの調整時期については、基礎年金は10数年から30年後まで続くのに、比較的高年金となる報酬比例部分だけ早期にマクロ経済スライドの調整止めるということを実際に行えば、制度間の不公平も問題になり得る。

さらに、今回遺族厚生年金の見直しが議論になっているが、現行の制度では、生計を維持していた厚生年金被保険者・受給権者が死亡した時、女性については30歳未満で子どもがいない場合は5年の有期年金だが、30歳以上から59歳までの就労年齢層については期限の制約なく遺族厚生年金が支給される。他方、妻が被保険者・受給権者として死亡した時は、夫は妻の死亡時に55歳以上である必要があり、遺族厚生年金は60歳から支給されるので高齢期の保障だけである。これは女性の就労条件が男性に比べて悪いということを根拠としたものだが、近年の女性の社会進出状況は好転しており、他の先進国の遺族年金は男女ともに現役世代の被保険者死亡では有期化するなど、性別で支給条件に差をつけていない。このような性別の差を不公平と考えるかどうか論点となっている。

(2) 課題解決の有効性を評価指標とした場合のオプション試算・遺族厚生年金改正案の評価

それでは各オプション試算案等改正案について(1)で整理した年金制度の課題解決に有効かどうかの視点から見ていこう。

ア. オプション試算 1 厚生年金被保険者範囲の拡大

これについて、厚生年金の適用拡大①(企業規模要件撤廃と5人以上個人事業主の非適用事業の解消)、適用拡大②(①に加え月8.8万円以上の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ)、適用拡大③(②に加えて5人未満の個人事業所の非適用事業の解消)、適用拡大④(週10時間以上労働の全ての被用者を対象とする)の改善案が示されている。

①持続可能性の改善については、3(1)表3で見たとおり下記のように持続可能性の指標である所得代替率が改善し、適用拡大範囲が拡大するほど効果は大きい。

(ケース2): 適用拡大①+1.0%、適用拡大②+1.7%、適用拡大③+3.1%、
適用拡大④+3.6%

(ケース3): 適用拡大①+0.9%、適用拡大②+1.4%、適用拡大③+2.7%、
適用拡大④+5.9%

②老後生活の安定・低年金問題については、低年金の理由の一つが厚生年金に加入できず報酬比例部分がなく基礎年金しか受給できないことにあるので、これも適用拡大範囲が大きくなるほど低年金の改善効果は大きくなる。

③世代間・性別等にとって公平な制度については、直接オプション試算1は効果がない。

3(1)で述べたが、適用拡大範囲ができるだけ広い方が上記(1)、(2)の問題の改善効果もあり個人的にも望ましいと考えるが、企業にとって、労働時間があまり短い労働者に半額の保険料負担をすることに抵抗がある。今回は適用拡大②までは実行して欲しいと感じている。適用拡大③、④については保険料負担者の事業主・零細自営業者の抵抗は強いので難しいと思われる。

被保険者の負担ということで、適用拡大②の賃金要件をただなくすことについて、3号被保険者から2号になる者の負担が増える「106万円の壁」をことさらに問題視するマスコミ報道も一部にあるようだが、別稿⁽²²⁾で整理したように、共稼ぎ世帯の増加傾向や2号となれば事業主が半分保険料を負担してくれた上に報酬比例年金を将来受給できること、年収が125万円を超えれば106万円を超えることで保険料負担が生じ減った手取り収入の水準を超えることから、最低賃金の引き上げの中で少し働き控えをやめれば、ほぼ解決することから年金制度側で複雑な救済措置を講じる必要はあまりないと考える。

この「106万円」の壁問題については原稿脱稿日の前々日の社会保障審議会年金部会に厚労省より、一つの提案⁽²³⁾がなされた。その案は健康保険組合では事業主と被保険者が合意すれば労使で保険料を折半する原則を改めて事業主の負担を大きくすることができる。これと同様の規定を厚生年金保険法にも導入して収入が106万円を超えて手取りが減る範囲について、事業所ごとに事業主と被保険者が合意できれば被保険者の負担を減らすことでこの壁の負担感を減らすという案である。この案については、中小企業等では保険料を折半以上に負担することは難しいので、あまり事業主と被保険者間の合意は進まないと思われることが問題点である。

イ. オプション試算 2 基礎年金の拠出期間延長・給付増額

基礎年金の保険料拠出期間を20歳から59歳の40年間から64歳までの45年間に延長することで基礎年金を増額する案である。現状高齢者雇用安定法で60歳から64歳についても継続雇用等により、労働を続けることを後押しする制度もあるので、労使の抵抗は少ないことが利点であるが、これについて評価指標で課題解決の有効性を見てみたい。

(22) 芝田「年金制度の2つの年収の壁問題について」『産大法学 58 巻 1 号』（2024年4月）。なおこの論考で筆者は標準報酬の上限を上げる保険料収入で手取りが減る（106万円から125万円）の範囲の保険料を減免する案を提案したが、本稿の3(5)で検討したように、上限を引上げた保険料は将来の年金負担に使われるので、長期的には財源とはならない。ただ最低賃金上がるまでの期間の措置なら意味はあるかもしれない。

(23) 第20回社会保障審議会年金部会（2024年11月15日）資料1 p.49

①持続可能性の改善については、3(2)表4で見たとおり持続可能性の指標である所得代替率が大きく改善する。

(ケース2)：所得代替率64.7%で+7.1%改善、(ケース3)で所得代替率57.3%で+6.9%改善し、少子化が低位推計で進行しても(ケース3)の過去30年投影ケースでも所得代替率は50%を超える。

②老後生活の安定・低年金問題については、低年金の理由の一つが厚生年金に加入できず報酬比例部分がなく基礎年金しか受給できないことにあり、その基礎年金額が5年間の拠出増で年10万円程度上がるので低年金問題に対して一定の改善効果が見られる。

③世代間・性別等にとって公平な制度 こちらは2024年の所得代替率61.2%うち比例年金25.0%、基礎年金が36.2%であるが、表4のとおり、(ケース2)という比較的経済状況の良い想定であれば、基礎年金の財政調整時期は現行制度とあまり変わらない2038年に終わり基礎年金の所得代替率は36.6%と2024年の所得代替率より上がる。(ケース2)の経済前提であると実質賃金上昇率は年率1.5%で上がるので上に拠出期間が5年延びて充実する基礎年金からマクロ経済スライドで少子高齢化分下がっても基礎年金の所得代替率はあがるということになっている。この想定であれば、例えば基礎年金の財政調整が2038年までかかっても将来世代の基礎年金は下がらないので世代間の不公平感は生じないだろう。

しかし、過去30年の経済実績程度の(ケース3)では、実質賃金伸び率が年率0.5%の想定なので、基礎年金の拠出期間は2055年と現行制度の2057年と同じ頃までかかり、基礎年金の所得代替率は現行制度のままの場合の25.5%からオプション2の場合は基礎年金の所得代替率は29.5%と改善するものの2024年の足元の基礎年金代替率36.2%から6%下がる。特に基礎年金しか受給できない第1号被保険者については、将来世代の年金額の落ち込みについて不公平感を感じる可能性はある。

ただ、この案は3(2)(p.117)で紹介したとおり所得代替率が2019年財政検証より好転している中で5年で100万円の保険料負担増(年10万円は給付が上がるので平均寿命を考えれば10年以上給付を受ける者が大

半で負担を上回る給付を期待できる)について、理解を求めることが難しいという年金局長の判断で改正の検討対象から外れることとなった。背景には保険料負担と同額の国庫負担増に財務省が賛成していないこともあるのだろう。

ウ. オプション試算3 マクロ経済スライドの調整期間の一致

現行制度では基礎年金の財政調整終了時期は、比較的乏しい基礎年金の保険料・国庫負担・国民年金の積立金(2022年時点の時価総額は16.4兆円)の総額と基礎年金の総額の現在価値が均衡する時期に決めるため、(ケース2)でも2037年、(ケース3)で2057年までかかる。他方、遠い将来まで減額が続く基礎年金額を所与のものとして、それに2号被保険者・3号被保険者数をかけた厚生年金の基礎年金負担額と報酬比例額の将来の年金総額額の合計額と2号被保険者が増えて豊かな保険料・基礎年金額の1/2を賄う国庫負担と豊かな厚生年金の積立金(2022年時点の時価総額は234兆円)とが均衡する時期に厚生年金の財政調整の終了時期を決められるので、たとえ(ケース3)の想定でも2026年すなわち次回くらいには調整をやめられるかもしれないという制度になっている。

オプション試算3は、この2段階調整方式を改めて全ての被保険者の基礎年金額と報酬比例年金の総額と、すべての保険料総額、基礎年金国庫負担分とすべての積立金の合計額が均衡する時期に財政調整を終了する方式に改めるという案である。

①持続可能性の改善については、3(3)表5で見たとおり持続可能性の指標である所得代替率が大きく改善する。

(ケース2):所得代替率61.2%で+3.6%改善、(ケース3)で所得代替率56.2%で+5.8%改善し、少子化が低位推計で進行しても、オプション試算1の適用拡大②とともに行えば6.7%の改善となり、少子化が低位推計などさらに進んだ場合の(ケース3)の過去30年投影ケースにおいても所得代替率は50%を超えることが期待できる。

②老後生活の安定・低年金問題については、低年金の理由の一つが厚生年金に加入できず報酬比例部分がなく基礎年金しか受給できない者であ

る。この案では基礎年金の所得代替率について、2024年の36.2%から（ケース3）の経済前提の場合、現行制度のままでは25.5%まで低下するものを、オプション試算3に変えれば33.2%への低下に止めることができ、低年金化の進行を大きく改善できる。

③世代間・性別等にとって公平な制度

現行制度のままでは、モデル年金について現時点で生涯を終える老齢年金受給者は現役男子被保険者の可処分所得の61.2%の水準であるのに対して、（ケース2）で2037年に財政調整を終えても57.6%、（ケース3）で2057年に財政調整を終えると50.4%まで年金額は低下する。これは将来世代の年金額の減少が大きいという不公平感を生じる。なおかつ基礎年金が全ての受給者の第1段階の年金であり、モデル年金の夫は厚生年金受給者が想定されているので、これは厚生年金受給者間の世代間不平等の問題でもある。

また、財政検証は実質賃金伸び率が一定の経済前提で伸びることを仮定して計算するが、実際の経済は景気等で変動する、そうした不確定な状況の中で安全を見て（ケース3）等の経済見通しに基づき、基礎年金のみ受給の低年金者もいる中で基礎年金の財政調整を数十年後まで続け、他方、比較的高年金の受給者が受給する報酬比例部分の財政調整を先に止めるということは、国民年金と厚生年金の受給者間の大きな不公平感を生じると思う。このことが大きく問題視されればオプション試算3を実行しない限りマクロ経済スライドの停止は実際にはできない恐れもあるので、早期に実行すべきであろう。

エ. その他オプション試算4、5と遺族厚生年金の見直しについて

オプション試算4は、65歳以上の在職老齢年金の年金以外の収入に応じて年金額を減額する現行月額47万の基準を引き上げるか、減額そのものを廃止するという案であり、所得代替率は0.5%低下するので①の持続可能性は悪化し、収入が高い人の話なので②低年金や③世代間等の公平はあまり関係がない。しかし、在職老齢年金の廃止又は基準額の引上げで高齢者の就労意欲が高まるならば、労働参加進展・又は漸進シナリオ

を後押しする効果はあり得るので、広義の制度の持続性向上に資するであろう。したがって、個人的にはその方向性に賛成だが、適用拡大②の改善が+0.9%程度なので、オプション試算3を実行しないのなら、法改正全体の効果はオプション試算4の-0.5%を差し引くと+0.4%と大変小さくなってしまう。したがってオプション試算4を実施するとしても、廃止ではなく基準額の引上げ程度が望ましいと考える。

オプション試算5は、保険料の算定基礎の標準報酬の上限を引き上げる案で、当面の保険料収入は上昇しても中長期的に年金額も保険料に応じて上がるので収支はとんとんとなる。ただ平均年金額の上昇により比例年金の所得代替率が0.2%上がるため①持続可能性に少し改善効果はある。比較的高収入・高年金者の報酬比例部分が上がる話なので②低年金の改善や③世代間等の公平に関しては関係がない。オプション試算3の基礎年金の充実と一緒にやるならバランスがとれると考える。

遺族厚生年金の見直しは、女性の社会進出・男女賃金格差の特に若者から中年の改善や、他の先進各国の制度の動向も考慮して、男女の支給要件の差をなくし、女性の現在30歳未満の子どもがいない者の遺族年金5年有期化を段階的に59歳まで有期化する。それと同時に男性にも同年代の有期年金を導入していくというものである。

子どもがいる場合は無期年金を続けること、有期年齢の対象を5年、10年単位に進めて女性の就労参加や男女賃金格差の改善の進行の程度などを踏まえた経過措置に配慮されていること、配偶者の老齢厚生年金の標準報酬記録の分割等年金減額の影響を抑える措置も盛り込まれていることから、③の世代・性別の公平という趣旨に合う改正として賛成したい。

5. おわりに

以上2.で年金財政検証で示された現状と将来の姿を示すケース等の仮定と長期的な持続可能性の状況を検討し妥当と判断した。3.で公的年金制度の現状を改善する複数のオプション試算の内容と遺族厚生年金の見直し

案について検討した。その結果 4. で筆者としてはオプション試算 1 の厚生年金適用拡大は、できるだけ拡大する方向が望ましいものの、現時点では企業規模要件の廃止と、5人以上個人事業所の非適用事業の解消、並びに月 8.8 万円以上の収入要件の廃止の適用拡大②が妥当であると考えること、基礎年金の 45 年拠出と給付減額の増額を今回の検討対象から外すという厚生労働省の判断をやむを得ないとしつつ、持続可能性の強化、基礎年金のみ受給者の低年金の改善、将来世代全体に共通する第一段階の基礎年金額の長期引下げの是正、厚生年金と国民年金の被保険者間の公平などの観点から、マクロ経済スライドの調整期間を一致するオプション試算 3 は実施すべきという考えを示した。また性別による遺族厚生年金の支給条件の差は現在の女性の就労状況を見れば是正すべきであり、段階的な見直しという経過措置的配慮や減額を補う措置も盛り込まれている遺族厚生年金見直し提案は妥当なものという意見を述べた。

全体の検討を通して、将来推計の前提やマクロ経済スライドの仕組みの理解についてはあらためて年金制度の難しさを感じた。国民への教育や情報開示の必要性を感じるとともに、そうであればこそ制度間の利害を超えてより分かりやすくシンプルな仕組み（オプション試算 3）にする方向で改正すべきであると感じた。

[参考資料]

厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/nenpou/2008/gaiyou.html> 検索（2024 年 10 月）

「国民生活基礎調査」（2023 年）

社会保障審議会年金部会

第 9 回（2023 年 11 月 21 日）資料 1 「マクロ経済スライドの調整期間の一致」

第 14 回（2024 年 4 月 16 日）資料 2-1 「令和 6 年財政検証の経済前提について」

資料 2-2 「令和 6 年財政検証の経済前提について（参考資料集）」

第 16 回（2024 年 7 月 3 日）資料 2-1 「国民年金及び厚生年金に係る財政の現状及び見通し—令和 6（2024）年財政検証結果」

資料 2-2 「国民年金及び厚生年金に係る財政の現状及び見通し—令和 6 (2024) 年財政検証結果 (詳細見通し等)」

資料 3-1 「国民年金及び厚生年金に係る財政の現状及び見通しの関連試算—令和 6 (2024) 年オプション試算結果」

第 16 回社会保障審議会年金部会議事録

第 17 回社会保障審議会年金部会 (2024 年 7 月 30 日) 資料 4 「遺族年金制度等の見直しについて」

雇用政策研究会 第 9 回 (2024 年 3 月 11 日) 資料 3 「労働力需給推計について」
国立社会保障・人口問題研究所 「日本の将来推計人口」 (2023 年 4 月)

「人口資料集」 ipss.go.jp 検索 (2024 年 10 月)

芝田 「公的年金制度の課題と対策についての考察 2019 年財政検証を対象として」 『産大法学』 54 巻 2 号 (2020 年 8 月)

「公的年金制度の課題と対策についての考察Ⅱ 2019 年財政検証と 2020 年追加試算を対象として」 『産大法学』 55 巻 3・4 号 (2021 年 1 月)

「年金制度の 2 つの年収の壁問題について」 『産大法学』 58 巻 1 号 (2024 年 4 月)

「日本の少子化対策の推移と考察」 『産大法学』 58 巻 3 号 (2024 年 10 月)

総務省 「労働力調査」 「長期時系列データ」 e-stat 検索 (2024 年 10 月)

内閣府 経済財政諮問会議 (2024 年 1 月 22 日) 「中長期の経済財政に関する試算」